

令和7年4月1日作成

令和8年4月23日更新

令和8年5月14日修正

宮崎県結婚支援サービス利用促進事業補助金 よくある質問

【対象となる経費】

Q1. 対象経費はどのようなものですか。

A1. 補助金の申請をする年度の4月1日から翌年の3月31日までに支払った結婚支援サービスの利用に係る入会金、登録料、利用料、月会費等が対象経費です。ただし、ポイントで支払いされた利用料等は対象外です。

Q2. 令和7年4月1日以前（4月1日を除く）からマッチングアプリを使用している場合、令和7年4月1日以降の利用料等は対象となりますか。

A2. 令和7年4月1日以前（4月1日を除く）から使用しているマッチングアプリに係る利用料等は対象外となります。

ただし、令和7年4月1日以降に、別のマッチングアプリ等の利用を開始し、かつ同日以降に利用料等を支払った場合は対象となります。

Q3. 対象となるマッチングアプリを具体的に教えてください。

A3. 「インターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度」の認証を受けている民間のマッチングアプリが対象です。ただし、会員登録に当たって年収や容姿など公平性や合理性が低い項目による審査があり、かつ、その審査項目や基準が明示されているマッチングアプリは対象外です。なお、令和8年4月1日時点の対象のアプリは以下のとおりです。

・with      ・D<sup>3</sup>      ・タップル      ・Pairs      ・東カレデート      ・Omiai  
・マリッシュ      ・ハハロル      ・ゴージャス

Q4. 複数のマッチングアプリや結婚相談所の利用補助を申請することはできますか。

A4. マッチングアプリと結婚相談所を併用するなど複数の結婚支援サービスを利用する場合でも申請は可能です。ただし、補助対象者1人当たりの上限額は1万円（各年度）となります。

Q5. 年度の初めに利用し、一旦退会した後、もう一度同じ結婚支援サービスを利用している場合、2つの期間を合算して申請できますか。

A5. 1度目と2度目の利用料を支払ったことを証明するものと、最終的に対象サービスを利用していることを証明するものを提出していただければ、合算して上限1万円まで対象となります。

Q6. 県内の結婚相談所の利用に要する経費は対象となりますか。

A6. 県の結婚支援ポータルサイト「えんむすびみやざき」に掲載されている結婚相談所に対して、令和7年4月1日以降に利用を開始し、かつ利用料等を支払った場合であれば、対象となります。

Q7. みやざき結婚サポートセンターの登録利用料は補助対象となりますか。

A7. 対象になりません。

【申請の対象者について】

Q8. 利用料等の支払い時点では39歳でしたが、申請時点では40歳の場合、補助対象となりますか。

A8. 利用料等の支払い時点で39歳であれば対象となります。支払い時点での年齢を本人確認書類や領収書等で確認をさせていただきます。

Q9. 県外在住ですが、宮崎県内で仕事をしている場合、申請できますか。

A9. 住民票が県内にある方を対象としております。居住地の確認は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の証明書）にて実施します。

【申請方法や添付書類について】

Q10. 電子申請以外の申請方法はありますか。

A10. 原則、申請手続きは電子申請のみです。ただし、不具合など電子申請ができない場合は、個別にご相談ください。

Q11. 利用料等を支払ったことを証明するものとはどのようなものですか。

A11. クレジットカード明細、決済確認メール、AppleID決済の明細、Google Play決済の明細、プリペイドカードの明細情報、領収書等です。利用された結婚支援サービス名や日付、利用プラン等の内容が記載されているものをご提出ください。

Q12. 3か月プランを購入しましたが、利用して1か月でマッチングし、退会したいと思っています。この場合、どのようにし、補助金を申請したらいいでしょうか。

A12. 退会してから補助金を申請してください。

この場合、結婚支援サービスによっては、利用しなかった期間の利用料等の返金を受けられる場合がありますので、各サービスの利用規約等をご確認いただき、返金を受けた場合には、その額を除いて申請してください。

なお、退会する前に補助金の申請をした（交付を受けた）場合において、退会に伴う返金などにより、実質的な自己負担額が県からの補助金額を下回った場合には、県へ速やかに連絡し、その下回った額について、返金手続きを行ってください。

Q13. 令和8年2月に3ヶ月プランの利用を開始しましたが、支払った利用料との全額が補助対象となりますか。

A13. 令和8年度内に利用料等を支払っていれば、対象になります。ただし、補助金は予算限りとなりますので、お早めに申請ください。

Q14. 申請から振込までにどの程度時間を要しますか。

A14. 1～2ヶ月程度の時間を要します。書類不備等がある場合は、さらにお時間をいただく場合があります。

Q15. 令和8年度の申請において、前年度と同じマッチングアプリの利用料等を申請することはできますか。

A15. 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに利用料等として支払った経費を申請することは可能です。